

最高裁秘書第2468号

令和7年7月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、名古屋地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判長が押印していない点で判決書が「完成していない」としていうことで名古屋高裁令和6年5月23日判決によって破棄された名古屋地裁の判決書の日付並びに担当の裁判官及び書記官の氏名が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年11月19日付け（同月20日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第28号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）